

インターネット上の人権侵害に関するモニタリングの実施について

1 基本的な考え方

- ・インターネット上の誹謗中傷や人権侵害等については、とりわけ令和2年以降、その深刻さに目が向けられ、大きな社会問題となっている。同時に、インターネット上の部落差別等の人権侵害への対応については、その範囲があまりにも広範囲である等の課題もある。
- ・これらをふまえ、インターネット上の差別行為の防止のための法的措置等を含めて、まずは国において対応されるべきであると考えており、大阪府などと共同で、インターネット上の課題について要望を続けているところである。
- ・国においては、いわゆるプロバイダ責任制限法の一部改正、その後、情報流通プラットフォーム対処法が成立し、また、侮辱罪が厳罰化されるなど対応も進んでいるところであるが、本市としては立法事実を積み重ねて国に働きかけるためにも、インターネット上に掲載されている差別的な投稿などのモニタリングについて、表現の自由に配慮しつつ、人権施策推進審議会等からのご意見をお聞きするとともに、他の自治体の手法も参考として、早期に実施できるよう、検討を進めていく。

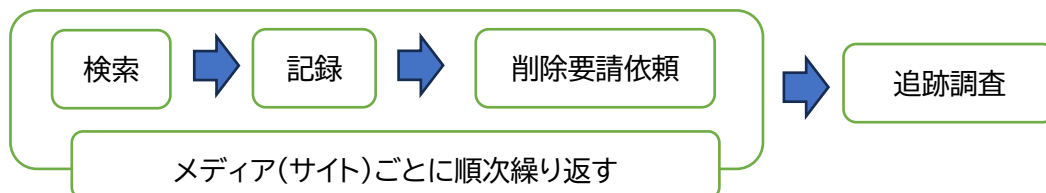
2 実施体制

差別事象対応の関連業務として、市民局人権啓発・相談センターにおいて行う。

3 実施方法(案)

同和問題に関し、差別や偏見を助長するおそれのある投稿を対象にモニタリングを実施し、「同和地区に関する地名」や「地域を摘示する情報が含まれている」など人権擁護上許容し得ないものに該当すると考えられるものについては、法務局への削除要請依頼手続きを行う。

基本プロセスを「検索、記録、削除要請依頼」のサイクルとし、既に削除要請依頼した件について、定期的に投稿が削除されているかどうかの「追跡調査」を行う。



4 開始時期

本日の当審議会においてご意見をお聞きしたうえで、令和7年度より開始予定。